

議案第三三三号

起債の件

左の通り起債するものとす。

注

一 起債金額

一 金七拾萬圓也

一 起債の目的

三 朝鮮貿易本並致該事業資金充當のため

一 借入先

郵政省貿易保険局

一 借入利率

年一割以内

一 借入時期

昭和三年拾月年度但し工事又は財政の都合により起債の全部又は一部を翌年度に於て繰越して借入せることが出来る。

一 償還方法

昭和三年拾月年度より五年以内償還せしめられ、五年以内の毎年度元利は均等に均等により償還するものとす。

但し、財政の都合により繰上償還せしめられ、又は償還年限を短縮し、若しくは但し利債の借換をすることを得べき。

一 償還財源

町税その他一般大入

昭和三十三年三月十四日提出三朝町長

坂出

森

昭和三十三年三月十四日議決三朝議會議長

天野

森

# 原案可決

